



2026年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社 朝日ラバー  
代表者の役職名 代表取締役社長 渡邊 陽一郎  
(東証スタンダード市場 コード番号 5162)  
問い合わせ先 執行役員管理本部長 久保田 敬之  
T E L 048-650-6051

## 株式付与 ESOP 信託制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、当社の従業員（国内非居住者を除く。以下、「対象従業員」という。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与 ESOP 信託制度」（以下、「本制度」という。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

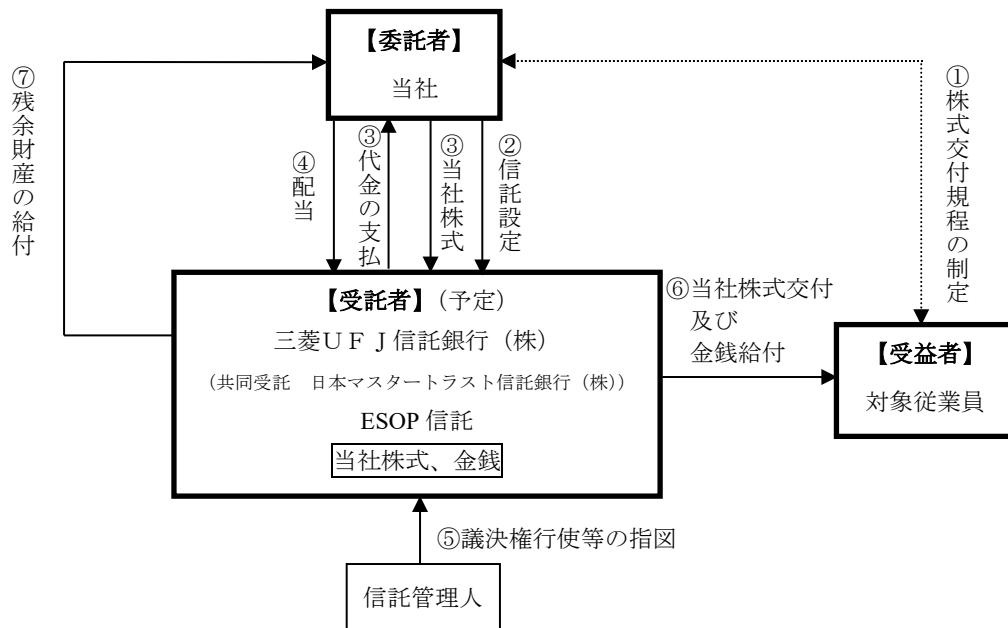
### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、社訓である「個性を尊重し特徴ある企業に高めよう」「豊かな人間関係、生活の向上を目指し社会に奉仕しよう」のもと、従業員一人ひとりの創意工夫と改善努力が事業の継続的な発展の根幹であると強く認識しています。当社の成長を支える従業員にインセンティブを与えるとともに、経営参画意識を醸成させ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚、当社の企業価値向上を図ることを目的として本制度を導入いたします。
  - (2) 本制度では株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託と称される仕組みを採用します。本制度は、米国の ESOP 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP 信託が取得した当社株式（※）及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する制度です。
  - (3) 本制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができ、株価を意識した対象従業員の業務遂行を促すとともに、対象従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP 信託（以下、「本信託」という。）の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である対象従業員の意思が反映される仕組みであり、対象従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。
- （※）本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式 100,377 株（2025 年 9 月 30 日現在の自己株式数は 25,177 株ですが、2025 年 11 月 12 日付「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)」による自己株式の取得結果及び取得終了に関するお知らせ）のとおり、当社は同日付で 75,200 株の自己株式を取得しており、単元未満株式の買い取りを含む 2026 年 2 月 9 日現在の自己株式数は 100,377 株と

なります。) のうち 96,600 株 (69,069,000 円) を本信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日発表いたしました「株式付与 ESOP 信託制度の導入に伴う自己株式処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とする本信託を金銭で設定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本信託はこれに従って株主としての権利を行います。
- ⑥ 株式交付規程に従い、信託期間中、対象従業員にポイントが付与され、当該ポイントを累積します。  
対象従業員は、受益者要件を満たした場合に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦ ESOP 信託の清算時に、受益者に当社株式等の交付等が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。

※受益者要件を充足する対象従業員への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                                                      |
| ② 信託の目的   | 対象従業員に対するインセンティブの付与                                                                            |
| ③ 委託者     | 当社                                                                                             |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                                                    |
| ⑤ 受益者     | 対象従業員のうち受益者要件を充足する者                                                                            |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者を選定                                                                               |
| ⑦ 信託契約日   | 2026年2月19日                                                                                     |
| ⑧ 信託の期間   | 2026年2月19日～2029年11月30日（予定）                                                                     |
| ⑨ 制度開始日   | 2026年2月19日                                                                                     |
| ⑩ 議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。                                             |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式                                                                                         |
| ⑫ 取得株式の総額 | 69百万円                                                                                          |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2026年2月25日                                                                                     |
| ⑭ 株式の取得方法 | 当社（自己株式処分）から取得                                                                                 |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社                                                                                             |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。<br>(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。 |

以上